

# 被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ

令和2年7月30日  
令和2年7月豪雨  
被災者生活・生業再建支援チーム

## 1. 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、第一弾として予備費等を活用し速やかに対応。
- 今後も、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を行う。

## 2. 緊急対応策（主なもの）

### （1）生活再建

#### ○廃棄物・土砂の処理 ～生活圏内からの早期撤去を目指して～

- ・宅地内や道路、まちなかの**廃棄物・土砂の迅速な撤去**
- ・被災した**農業用ハウス、農作物等の撤去支援**
- ・特定非常災害指定を踏まえた**半壊家屋の解体支援**による生活の早期再建促進



【まちなかからの廃棄物除去】

#### ○住まいの確保

- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援  
※**応急修理期間中にも仮設住宅を使用可能**
- ・被災者生活再建支援金の支給（最大300万円）
- ・罹災証明書の早期交付のための人的支援、被災者に対する空室提供等の情報を提供

#### ○切れ目のない被災者支援

- ・在宅高齢者等への戸別訪問、仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ・**通学支援、学習・就学支援、心のケア等**
- ・被災者の法律問題に対する無料法律相談
- ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置等

#### ○交通の確保

- ・地域鉄道の**代行バス**や被災**鉄道の災害復旧**への支援



（被災前）

（被災後）

【くま川鉄道 球磨川第4橋りょうの流失】

#### ○金融支援等

- ・**生活福祉資金貸付**等の貸付対象を被災世帯に拡大

### （2）生業の再建

#### ○観光業等の中小・小規模事業者の支援

- ・これまでのグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充、柔軟化した「**なりわい再建補助金（仮称）**」を創設し、**被災事業者に対して手厚い支援**を実施（補助率最大3/4、上限最大15億円）
- ※コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助（上限最大5億円）
- ・被害実態に応じた支援が行えるよう**被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）（補助率2/3、上限最大200万円）**を措置
- ・被災した商店街のアーケード・街路灯等の復旧、集客イベント等に取り組む費用を補助
- ・**観光地全体の再建・磨き上げ・収益力向上の支援等とあわせ、観光需要回復・復興を強力に後押し**
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援等



【浸水被害を受けた熊本県の旅館業者】

#### ○農林漁業者の支援

- ・**野菜、果樹等の農作物が広範囲に浸水**したことを踏まえ、被災に伴い必要となる追加防除・施肥、種子・種苗の確保、作物残さの撤去、**被害果樹・茶の植替えや幼木の管理**、果樹の大規模な植替えに伴い収入が途絶える期間の**代替農地の確保**や**早期成圃化**に向けた取組等を**総合的に支援**
- ・被災した**農業用ハウスや農業用機械、畜舎、畜産物処理加工施設などの共同利用施設等の再建等**
- ・**再度災害防止**の観点も踏まえつつ**農地・農業用施設の早期復旧**を進めるとともに、**災害への対応強化と生産性の向上等**を一体的に図る取組等を推進
- ・被害を受けた山林・林道等の復旧、荒廃林地における森林整備・治山対策
- ・**漁場・漁港等に漂流・堆積する流木・土砂等の除去、回収・処理を支援**



【がれき・土砂が流入した農地】

#### ○地域の雇用対策等

- ・今般の災害に係る雇用調整助成金の要件緩和、助成率の引上げ
- ・災害によって事業所が休業した場合等にも雇用保険の基本手当（失業手当）を支給

### （3）災害応急復旧

#### ○河川・道路等インフラの復旧

- ・公共土木施設等の**速やかな復旧、改良復旧、ごみや土砂・漂流流木の撤去及び土砂災害発生箇所の緊急的な対策等**
- ・高度な技術等を要する被災地方公共団体管理河川、道路等の復旧工事を**国等が権限代行**
- ・営農再開に向けた農地や農道の復旧、山林施設や漁港、海岸等の早期復旧
- ・国による港湾施設の一部管理（八代港）

#### ○災害復旧事業の迅速化

- ・災害査定効率化、災害復旧事業の迅速な実施
- ・国土省の緊急災害対策派遣隊（**TEC-FORCE**）、農水省サポート・アドバイsteam（**MAFF-SAT**）等による災害復旧の支援



【TEC-FORCEによる被害状況調査】

### （4）災害救助

#### ○避難所等の応急救助等

- ・避難所の設置、炊き出し等の応急救助
- ・**ホテル・旅館の活用促進**
- ・災害弔慰金の支給等

#### ○自衛隊等の活動



【自衛隊による災害派遣活動（種豚のヘリ輸送）】

# 被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ

令和2年7月30日

令和2年7月豪雨被災者生活・生業再建支援チーム

## 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨は、九州地方をはじめとした全国の広範な地域において、河川の氾濫等による大規模な浸水被害をはじめ、道路や鉄道、水道等のライフライン、農業や観光業等地域の産業に甚大な被害をもたらした。

これまで政府としては、被災自治体等と連携しつつ、人命の救助と応急復旧に全力で取り組むとともに、段ボールベッドやクーラー等の物資に加え、新型コロナウイルス感染症への対応としてマスクや消毒液等をプッシュ型で支援しているところであるが、今なお、多くの方々が避難生活を強いられ、不安な日々を過ごされている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化している中で、今回の豪雨により大きな被害を受け、多くの中小・小規模事業者の方々が、事業再開への気力を失いかねない厳しい現実がある。

生活と生業（なりわい）の再建は待ったなしの課題である。こうした状況を踏まえ、避難所や住まいの確保、廃棄物・土砂の処理、中小・小規模事業者や農林漁業者の事業再開に向けて、一刻も早く手を打たなければならない。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響下における被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等を活用し速やかに対応を進めていく。

さらに今後も、被害の実態が明らかになるにつれて顕在化する課題にもしっかりと対応し、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を行う。

政府としては、引き続き、被災者の目線に立ち、被災自治体等とともに一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、そして生業の再建等に全力を尽くしていく。

また、今回の被災地以外も含め、今後起こりうる豪雨や台風等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるよう、関係機関が一体となって取り組む。

## 2. 緊急対応策

### (1) 生活再建

#### ○廃棄物、土砂の処理

被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻すためには、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興の段階に応じて、切れ目なく支援を講じることが重要である。

第一に、今回の災害によって発生した大量の廃棄物等の生活圏内からの撤去を一刻も早く進めていく必要がある。そのため、国土交通省、環境省及び防衛省・自衛隊との連携等により、宅地内や道路、まちなかに堆積した廃棄物や土砂の迅速な撤去を進めるとともに、被災した農業用ハウス、農作物等についても、農林水産省と環境省が連携して支援を行う。

また、災害廃棄物の仮置場の確保に向けて、国土交通省と環境省が連携して港湾内の候補地を情報提供するとともに、リサイクルポート推進協議会に対して災害廃棄物が受入可能な処理施設の情報提供を依頼する。

第二に、災害廃棄物の広域処理に係る調整・支援を行う。また、浸水等により廃棄物処理施設が稼働停止し、処理が滞っている生活ごみ・し尿について、災害時における広域処理に係るかかりまし経費を支援する。

第三に、大量の災害廃棄物の発生が見込まれるとともに、特定非常災害に指定されたことに鑑み、半壊家屋の解体についても支援を行うことにより、家屋解体の加速化を図り、被災者の生活の早期再建を促進することとし、熊本地震並みの支援を行う。

これらと併せて、被害の大きい自治体の技術支援や負担軽減等のための人的支援を行うほか、被災者自らが災害廃棄物や土砂を撤去した場合や家屋を解体・撤去した場合の費用を事後請求できることについて周知・徹底を図ることにより、官民合わせた撤去を加速化する。

#### ○住まいの確保

被災された方々にとって、住まいの確保は喫緊の課題である。

被災地のニーズに応じて応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理への支援を行うとともに、応急修理期間中にも被災者が仮設住宅を使

用できることとする。

また、住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給する。

加えて、罹災証明書の早期交付等のための人的支援を推進するほか、（独）住宅金融支援機構による低利融資や災害公営住宅の整備、建築確認・検査の申請手数料の減免を行う指定確認検査機関への支援や、応急的な住まい等の空室提供等の情報を一元的に把握し国土交通省から被災者に対して情報提供を実施する。

### ○切れ目のない被災者支援

現在も被災地で生活する方々が安心して日々の生活を過ごすことができるよう、引き続き、きめ細やかに支援を行っていく。

介護支援専門員等による在宅高齢者等への戸別訪問、保健師や精神保健福祉士等による被災者の心のケア、助産師等による妊産婦や乳幼児等に対する心身の健康等に関する相談支援、母子保健事業の体制確保、仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等を行う。

また、被災地における通学支援や災害に伴い家計が急変し修学が困難となった学生等に対する授業料等減免や給付型奨学金、学習支援や心のケア等に必要なスタッフの配置、事業者と連携したICT環境整備等により、児童生徒や学生に向けた学習・就学支援等を実施する。

医療や介護、障害福祉サービス、保育等についても、窓口・利用者負担や保険料の減免等を実施した保険者・自治体に対して、財政支援を行う。

このほか、特定非常災害に指定されたことに基づき、被災者の自動車等の運転免許証の有効期間を延長すること等について広く周知を行うとともに、日本司法支援センター（法テラス）において、被災者が抱える様々な法律問題に関し、無料法律相談等を実施する。また、被災者専用の無料消費者相談ダイヤルの実施・周知、便乗した悪質商法等の注意喚起、被災地向けの気象情報の提供を実施する。

## ○交通の確保

今回の豪雨災害により、長期の運休を余儀なくされる交通機関も生じており、被災地における日常を取り戻すために、公共交通等の移動手段の早急な確保にも取り組む。

鉄道の運休区間における新幹線やバスによる代替輸送を確保するとともに、長期にわたって運休が生じている地域鉄道路線については、感染症拡大防止対策を施した代行バスの安定的な運行を確保するため、必要な支援を行う。また、被災した鉄道を早期に復旧するため、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う災害復旧事業に対し、支援を行う。

あわせて、被災地における公共交通の輸送力を確保するため、バス事業者やタクシー事業者に関し道路運送法の弾力的運用を行う。

## ○金融支援等

被災者の生活再建のため、被災者の生活資金の確保等の金融対策も行う。

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の対象を、低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに、貸付要件の緩和を行う等の災害時特例措置を講じる。

被災の影響により住居等が損壊し、住宅ローン等の既往債務の返済が困難となった被災者について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を活用した債務整理時の費用の補助を行うことにより、二重ローン対策を含めた生活の再建に向けた支援を行う。

また、被災者に対する貸出金の返済猶予等の条件変更や保険金支払いの迅速化などについて、金融機関等へ要請を行うに加え、保険契約に係る契約照会窓口を周知する。

さらに、寄附のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等における本人確認の簡素化、柔軟化、貸金業における借入れ手続きの弾力化などの特例措置を講じる。

このほか、国税に関する申告や納付等の期限の延長や、地方税についても、これを踏まえた適切な対応をとるよう、各地方団体に対し要請、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る国庫補助率の引上げの支援を行う。

## (2) 生業の再建

### ○観光業等の中小・小規模事業者の支援

新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化している中での豪雨災害の発生となったことを踏まえ、中小・小規模事業者の事業再開を強力に後押しし、被災地における生業の再建に道筋をつける。

今般の豪雨災害で被災した事業者に対しては、被害実態に合わせた十分な支援が受けられるよう、従来のグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充、柔軟化し、「なりわい再建補助金（仮称）」

（通称：新グループ補助金）を創設する。具体的には、被災した中小・小規模事業者等の工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧費用を補助（補助率：最大3/4）するとともに、併せて、事業者負担分については、融資の実質無利子化、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている場合には新型コロナ対策の実質無利子・無担保融資について資金用途を災害復旧資金まで拡大する等の被害実態に合わせた十分な支援を行う。

また、被災した小規模事業者等に対し、経営計画に基づく事業再建に向けた取組を支援する被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）について、事業者の被災状況に応じて直接被災者及び間接被災者に十分な補助を行う。さらに、熊本県をはじめ一部地域では、熊本地震、コロナ禍、今般の豪雨災害に相次いで見舞われ、いわば三重苦といってよい困難に直面している。こうした中で、被災事業者が事業の再開を断念することのないよう、復興の途上にありながら、特に甚大な被害を受けた事業者については、実質的に負担のない形で生業再建に取り組めるよう、なりわい再建補助金（仮称）及び被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）において特別な支援の枠組を措置する。

加えて、被害の実態に応じて、被災地域の商店街に関し、アーケードや街路灯等の改修（補助率：最大3/4）や集客イベントの開催等（補助率：定額又は2/3）を支援するとともに、地域の市町村等が整備する仮設店舗の設置を支援（補助率：定額）する。併せて、被災地域の生活再建に必要なSS（サービスステーション）の設備等復旧についても支援を行う（補助率：3/4）。

被災地における観光業の再建をはかるため、地方運輸局内に特別相談窓口を設け、具体の被災事業者に寄り添ってニーズを把握した

上で、上記のなりわい再建補助金（仮称）等の支援の活用に加えて、地域全体での再建・コンテンツを活かした観光地の磨き上げ・収益力向上の支援や、被災地の状況を踏まえた上でのG o T oトラベル事業における被災地向け施策等を通じ、被災地の需要回復・復興を強力に後押しする。観光庁のウェブサイトやSNS等を通じ、地域と連携し、被災地域における観光地や交通機関の現状に関する正確な情報及び魅力を発信する。

また、被災した酒類業者に対する支援のため、被災状況や酒類業者のニーズを踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続きの特例措置等を実施する。

このほか、日本政策金融公庫による長期・低利融資や災害マル経融資の実施、信用保証協会が実施するセーフティネット保証4号及び災害関係保証の実施、小規模企業共済の契約者に対する無利子貸付け等の資金繰り支援を行うことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている被災事業者については、新型コロナ対策の実質無利子・無担保融資について資金使途を災害復旧資金まで拡大すること等により強力に支援する。また、日本政策金融公庫等への既往債務について、被災した中小企業・小規模事業者の実情に応じた返済条件の緩和・弾力化等を行うとともに、地域経済活性化支援機構（REVIC）等を活用し、既往債務に関する問題を抱える事業者等を支援する。

## ○農林漁業者の支援

今回の豪雨災害により、農業においては、野菜、果樹、茶、葉たばこ、水稻等の農作物等で冠水、土砂流入等が発生したほか、農業・畜産用機械の冠水被害、農業用ハウスの損壊被害等が多数発生した。また、林野関係においては、広範囲での山地や林道等の被害や、木材加工流通施設や特用林産振興施設の被害が発生した。水産業においては、八代海等における流木等による被害や内水面資源への被害等が生じた。被災された農林漁業者の一日も早い生業の再建に向け、総合的な対策を講ずる。

農業については、まず、被災に伴い必要となる追加防除・施肥、種子・種苗の確保、作物残さの撤去、農業機械等のリース導入等に要する経費について支援（補助率1／2等）を実施するとともに、被災した農業用ハウスや農業用機械、畜舎、畜産物処理加工施設な

どの共同利用施設等の再建・修繕についても支援（補助率1／2等）を実施する。

また、被害果樹・茶の植替え（柑橘類の根域制限栽培：111万円／10a等）や幼木の管理（22万円／10a等）に要する経費、果樹の大規模な植替えに伴い収入が途絶える期間の代替農地の確保（52万円／10a）や早期成園化（20万円／10a）に向けた取組等に要する経費についても支援を実施する。

このほか、酪農・畜産農家に対して、死亡した繁殖用家畜の代替家畜の導入、不足する粗飼料の購入、乳房炎の治療・予防管理等に要する経費についても支援（補助率1／2等）を行うとともに、水田農業の継続に向けた取組（補助率1／2、土づくり：1万円／10a）や、農地・水利施設等の復旧等により、営農再開の環境確保を迅速に進める。

さらに、再度災害防止の観点を踏まえつつ早急に農地・農業用施設の復旧を進めるとともに、被災農地周辺の農地も含め、災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等を進める。

林野関係については、被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設等の復旧・整備について支援（補助率1／2）を実施するとともに、被害を受けた山林、林道等の復旧・整備をはじめとする、災害発生の高危険性が高い荒廃林地における森林整備・治山対策等を通じ、林野関係被害に対する支援を行う。

水産業等については、八代海域等の漁場・漁港等に漂流・堆積する大量の流木・土砂等の漁業者及び地方公共団体等による回収・処理への支援（補助率：定額又は2／3等）や国による回収・処理、水産業共同利用施設の再建・修繕等や内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器の修繕等への支援（補助率1／2等）等を実施する。

被災農林漁業者の運転資金、被災した施設の復旧のための資金の貸付利子の5年間実質無利子化・貸付限度額の引き上げ等を実施する。

これらの支援対策の実施にあたり、被災市町村毎のニーズを踏まえた各種支援対策の専門家チームを編成し、早期の生業再開まで継続してサポートを行う。

## ○地域の雇用対策等

今般の災害に係る雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率の引上げを行う特例措置を講ずる。

また、雇用保険の基本手当（失業手当）について、激甚災害の対象地域に所在する事業所が休止・廃止したことにより、労働者が休業して賃金を受け取ることができない場合であっても支給する。

このほか、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類について、提出期限の延長等の特別措置を実施する。

## (3) 災害応急復旧

### ○河川や道路等インフラの復旧

被災した河川、砂防、海岸、下水道、道路、公園、港湾、公営住宅等の公共土木施設等の復旧や土砂災害が発生した箇所のうち、二次被害が懸念される箇所について、緊急的な対策等を実施する。被災地方公共団体が管理する河川や道路のうち、高度な技術等を要する復旧工事については、速やかに復旧を進める観点等から、被災地方公共団体の要請に応じて、国等が権限代行により実施する。

土砂が流入した農地や農道、排水機場等の農業用施設の復旧に向けては、一刻も早い営農等の再開に向けた復旧を行うほか、治山対策に向けた被害の把握や、山林施設や漁港、海岸等の早期復旧の支援を実施する。

八代港については、熊本県からの要請に基づき、国による港湾施設の一部管理を実施し、漂流物等の除去、航路・泊地の点検及び利用可否判断を行う。

このほか、河川管理施設等のごみや土砂の撤去、海岸保全施設等に大量に漂着した流木の撤去等により、機能を早期に回復する。さらに、今回被害を受けた河川等については、再度の災害による被害を防止するため、改良復旧等の対応を行う。

### ○災害復旧事業の迅速化

公共土木施設等について、机上査定限度額の引上げや現地で決定できる金額の引上げ、設計図書の簡素化を含む「大規模災害時の災害査定効率化」の事前ルールを適用し、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減する。

緊急度の高い災害復旧事業について査定前着工を活用するとともに、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、農林水産省のサポート・アドバイsteam（MAFF-SAT）等による現地調査や応急措置、復旧工法、発注事務等の指導・助言等を行うことを通じ、災害復旧事業の迅速な実施を支援する。

このほか、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）等の活動もあわせ、水道施設、医療施設、社会福祉施設、学校・社会教育施設、文化財、交通安全施設等の災害復旧を支援する。

また、激甚災害の指定見込みを速やかに行うため、IT技術の活用方法等について調査検討を行う。

#### **（４）災害救助**

##### **○避難所等の応急救助等**

被災者の方々に対し、避難所の設置や炊き出し、飲料水の供給等の応急救助を行う。避難所については、新型コロナウイルス感染症対策として、ホテルや旅館の活用を促進するとともに、浸水被害を受けたホテル・旅館等を避難所として活用するために必要な応急補修費用等について支援を行う。

災害により亡くなられた方の遺族に対する災害弔慰金や、重度の障害を受けた方に対する災害障害見舞金を支給するとともに、生活再建のための災害援護資金の貸付けを行う。

##### **○自衛隊等の活動**

自衛隊による災害派遣活動とそのための態勢確保等や海上保安庁、警察、消防等による活動を通じ、物資の輸送や入浴支援、警備活動、消防活動等の被災者支援活動を行う。